

## 奄美「自然の権利」訴訟

多様な野生生物が生息する奄美大島でのゴルフ場開発に対し、1995年2月23日、林地開発許可の取り消しを求め提訴した奄美「自然の権利」訴訟は、2001年1月22日に鹿児島地裁判決が下されました。龍郷町の開発については、事業者が開発行為廃止届けを出しており、訴えの利益がないと却下。住用村の開発については、原告適格がないと却下されました。

しかし、判決理由の中で、「個別の動産、不動産に対する近代所有権が、それらの総体としての自然そのものまでを支配し得るといえるのかどうか、あるいは、自然が人間のために存在するとの考えをこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題というべきである。原告らの提起した「自然の権利」という概念は、人及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組みのままで今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起したということが出来る」とありました。

その言葉を判決に反映し、自然環境に法的価値を認めほしいと思います。さらに議論を深めるために控訴しました。 (文) 奄美「自然の権利」訴訟原告・中原貴久子

奄美「自然の権利」訴訟の控訴審判決は、一審と同じく「原告却下」でした。これを受けて環境ネットワーク奄美は上告をしないことにしました。上告してもこれ以上の成果は期待できまい、併せて、判決内容には原告団並びに弁護団がこれまでに主張したことが相当に反映され、当初の目的・期待をはるかに越える成果があったとの判断からです。

「現行法の枠組み」に阻まれたとはいえ、「アマミノクロウサギをはじめとする奄美の自然を代弁することを目指してきたことの意義が認められる」、「国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題」、「従来の現行法の枠組みのままで今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起した」との判決文等から、原告団の思いは裁判所に相当に通じたと受け止めました。

また、奄美「自然の権利」訴訟と併行して起こした「市崎調査報告書」文書開示拒否処分取消請求訴訟では鹿児島県の主張を、「非開示文書に該当しない」「著作権を侵害するとの抗弁は失当」(一審判決文)、「そのような事例が積み重なれば、そのような悪しき運用を促進するおそれが十分にある」(二審判決文)としりぞけ、我々の主張が全面的に認められました。これらを踏まえ、地元奄美の島々で今なお続く環境破壊に歯止めをかけることにエネルギーを傾注したいと決意をあらたにしています。

もちろん、原告団は判決のすべてに納得したわけではありません。現行法の枠組みに限界や疑問があるならどうすればよいのかを、法曹界、政界に問いたい。と同時に、自らの課題として受け止めたい。課題は山積しています。現状への危機感はつる一方です。実態を実践の中で明らかにしなくてはなりません。

当裁判は「奄美が奄美であり続けるために」の一心で起こした訴訟でしたので、全国的な反響にはただただ驚くことばかりでした。予想だにできなかったことばかりです。日本初の「動物原告」と大きく取り上げられ、奄美が全国的な話題になり、「自然の権利」の概念が各地・各界で議論され、地元での自然の目を向ける気運が高まり、支援の輪の広がり感動し、弁護団の奮闘に敬服し、等々いっぱいでした。貴重な宝。

(文) 原告・菌博明 (環境ネットワーク奄美 代表)